

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

| 日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通) | ルーブリック評価 (安平版) | R3評価 | 評価の根拠 | R4-目標 (R3評価を踏まえて) | 備考 (困難な課題、計画や事業の 立案の必要性等) | R3事業実績 (産出：アウトプット) | R3事業実績 (参考資料) |
|---|--|------|--|---|---|---|---|
| 1. 子どもの参画 自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参画を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること。 | | | | | | | |
| □行政活動全体にわたって、子どもの権利条約 12 条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしくみがあるか？ 1 12 条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしくみを有しているか？ | ◎行政活動全体にわたって、子どもの権利条約 12 条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしくみがある ○子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が理解し、より多くの場面で反映されるよう努力している △子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が「知っており、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある | ○ | 原則的仕組みを持たないものの、当年は学校再建に関するアンケートを基本に実施してきた。加えて、廃道に関するアンケートも実施され、教育委員会の分野中心ではあるが、全庁的に少しずつ定着してきているといえる。 | R3児童アンケート実績 3 分野より幅広い分野で実施する。 | 教育委員会が直接関わらない分野における実施へのハードルが高く感じられると推測される。そのためには、総合計画等、全庁横断的計画等への共通理念として掲げられることが必要と考える。 | ・学校名アンケート 2回 ・制服アンケート 1回 ・廃道アンケート 1回 ・学校の裏庭づくりアンケート 1回 | ・学校名① https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1455 ・学校名② https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1475 ・制服 https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1444 ・裏庭づくり https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1486 |
| □保護者はじめ市民一般に子どもの意見の尊重の啓発活動が推進されているか？ 2 | ◎市民一般に、子どもの意見の尊重が推進されている ○親に対して、子どもの意見の尊重について理解を深めるための活動が行われている △市民、特に親に対して子どもの意見の尊重について理解を深めるための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある | ◎ | 実践自治体承認を契機に、報道機関からの取材や町広報紙・あびらチャンネルを通じ、市民一般に対し広く理解を深める機会を提供できたと考える。 | CFCIそのものや、これを土台とした学校再建・あびら教育プランなどの取り組みを通じた積極的情報発信に努める。 | | ・新聞報道 3社 ・町広報紙 2回 ・あびらチャンネル 4本 | ・北海道新聞社 https://www.hokkaido-np.co.jp/article/624518 ・苫小牧民報社 https://www.tomamin.co.jp/article/news/area2/65650/ ・教育新聞社 ・町広報紙(2・3月号連載) https://www.town.abira.lg.jp/kurashi/koho/koho2022 ・あびらチャンネル https://www.youtube.com/channel/UCn5xJKPFmSvpSAd9LGJiK |
| □子どもの意見の尊重、子ども主体目線は、福祉・教育はじめ子どもに関わる分野における職員研修に組み込まれているか？ 3 | ◎子どもの意見の尊重が全職員を対象とした研修に組み込まれている ○子どもの意見の尊重が福祉・教育・その他の分野における職員を対象とした研修に組み込まれている △子どもの意見の尊重を職員研修に組み込むための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある | ◎ | 本年度はコロナの影響でリアル開催を差し控えざるを得なかったが、過去の研修をアーカイブし、資料を配布するなどいつでも確認可能な体制を確保した。 | 例年起來ベース(研修から人事への個別提案)で実施されていることから、新人研修を中心に計画的に盛り込まれる仕組みを検討する。また、政策課題自主研修を活用した長期的研修の開催を検討する。 | 研修計画への反映の必要性。毎年研修の趣旨に沿った形で内容を変えるなどの工夫が必要。 | ・CFCI研修アーカイブ、資料配布 | ・CFCI研修2020 https://www.wantedly.com/companies/company_8584358/post_articles/213443 ・CFCI研修2021 https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/12823 |
| □行政施策において子どもに影響を与えるあらゆる事柄について、子どもたちは有意義にまた差別を受けることなく相談されることが図られているか？ 4 | ◎子どもたちは、自分たちに影響を与えるあらゆる事柄について、意味のある形でまた差別を受けることなく意見を聞かれている ○子どもたちは、自分たちに影響を与える事柄の一部について、意味のある形でまた差別を受けることなく意見を聞かれる機会が確保されている △子どもたちに対して、意見を聞くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある | ◎ | 特に学校現場において法務局実施のSOSレター等による相談の場はある。また、いじめゼロ会議において子どもたち自身が考える場を提供している。 | 更に多くの機会の確保の検討 | 機会の確保(受動的)から機会が公平に与えられる仕組み(能動的)への転換の必要性 | ・SOSレター ・いじめゼロ会議 ・子育て世代包括支援センター ・子ども家庭総合支援拠点 | |
| □特定の属性がある子どもたち(障がい、虐待、少年司法など)を対象とする議論をする際に当該属性がある子どもたちの意見を聴いたり、参画の機会が持たれているか。 5 | ◎特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞いている ○特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞く機会を増やそうとしている △特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある | ○ | 虐待対応部署等において、直接子どもとの面談等を実施できる体制を確保している。 | 体制だけを確保するのではなくアウトリーチできる体制へシフトする必要がある。 | しょうがい福祉計画・しょうがい児福祉計画との整合性確保 | ・子育て世代包括支援センター ・子ども家庭総合支援拠点 ・こころの相談員 ・養育訪問支援事業 | |
| □赤ちゃんや幼い子どもの視点が考慮されるようにするための体制は整っているか？ 6 | ◎乳幼児の視点から彼らに関わる子育てを支援する体制がとられている ○乳幼児の視点から彼らに関わる子育て支援を検討する機会を増やそうとしている △乳幼児の視点から彼らに関わる子育て支援を検討するための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある | ◎ | 園・児童館・学校・子育て世代包括等既存の仕組みの中で整備されている。また、職員内部にも子どもに対する配慮が共有されている。 | 「機会の確保(体制がある)」から「利用の促進(積極的に使われる)」へ進展させる必要がある。 | 各職員のスキルアップの機会強化の具体策検討 | ・子育て世代包括支援センター ・子ども家庭総合支援拠点 ・こころの相談員 ・養育訪問支援事業 ・乳幼児全戸訪問事業 ・子ども発達支援センター ・子育て支援センター | |
| □子どもたちには、自己に影響を与える行政上の手続きにおいて意見を聴かれる権利が認められているか？ 7 | ◎子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続き(遊びや学びの機会への参加手続き等)について意見を述べる(主体的に参加)することが出来る ○子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続きへの意見表明が可能なこと(遊びや学びの機会があること)を知っている(周知している) △子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続きへの意見表明ができるように、具体的な取り組みの計画に着手する意向がある | ◎ | 遊びや学びの分野では、あびら教育プランを中心に、子どもの考えを尊重した事業を展開している。それ以外の分野では、町民自治推進会議で子どもの意見の重要性が指摘された。 | 遊びや学びの分野に限らず、行政上の手続き全般へ取り組みを拡げる。 | 行政上の手続き全般へ取り組みを拡げるための仕組みづくり | ・あびら教育プラン ・町民自治推進会議 | ・あびら教育プラン(第3四半期報告) https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/3/16150 ・町民自治推進委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/23 |

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

| 日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通) | ループリック評価 (安平版) | R3評価 | 評価の根拠 | R4-目標 (R3評価を踏まえて) | 備考 (困難な課題、計画や事業の 立案の必要性等) | R3事業実績 (産出：アウトプット) | R3事業実績 (参考資料) |
|---|---|------|--|---------------------------|--|--|---|
| 2. 子どもにやさしい法的枠組み すべての子どもの人権を一貫して促進・保護する条例、規則の枠組みおよび手続を確保すること。 | | | | | | | |
| □ 国レベルの法律が地方自治のレベルでどのようなものがどのように子どもに影響を与えているか、検討がなされているか？ | ◎国の法律に基づき策定・運用されるべき子どもにまつわる各種計画について、すべて策定・運用がなされている。 ○国の法律に基づき策定・運用されるべき子どもにまつわる各種計画について、すべて策定・運用に向けて検討がなされている。 △国の法律に基づき策定・運用されるべき子どもにまつわる各種計画について、策定・運用がなされていない部分がある。 | ◎ | 子どもにまつわる法定計画は、すべて策定・運用開始済みである。 | 子どもに関する必置計画の着実な策定・運用 | 子どもに関する努力義務の計画の把握と策定に向けた検討の必要性 | ・子ども・子育て支援事業計画 ・生涯学習計画（教育大綱） ・しょうがい児福祉計画 ・次世代育成支援対策行動計画 ・健康まちづくり | ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku |
| □ 地方自治体は、その管理下にある条例等において子どもの人権が尊重されているか検証をしているか？ | ◎子どもの人権を尊重するために十分な仕組みがある ○子どもの人権を尊重するための仕組みがある △子どもの人権を尊重する仕組みについて検討する意向はある | ○ | まちづくり基本条例等において、明確に「子ども」と表現されていないが、広く住民からの意見募集等について規定される。町民自治推進委員会にてその点が議論されたことは、大きな進展と見なされる。 | 関係条例において子どもへフォーカスする仕組みの検討 | 町長公約新条例制定と整合性確保 | ・まちづくり基本条例 ・町民参画推進条例 | ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku ・町民自治推進委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/23 |
| □ これらの見直しにあたって第三者が参加したか？ また、子どもたちとの相談および子どもたちの参加はあったか？ | ◎子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて子どもの相談や参画の仕組みがある ○子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて市民一般の相談や参画の仕組みがある △子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて一部の子どもや市民一般の相談や参画の仕組みがある | ○ | まちづくり基本条例により、特定の議員や各種委員以外の広く市民一般に参画の機会が担保されている。 | 「子ども」の参画により一層フォーカスする。 | 同条例の改正等の必要性検討 | ・まちづくり基本条例 ・町民参画推進条例 | ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku ・町民自治推進委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/23 |
| □ とりわけ、子どもたちに影響を及ぼす条例等には、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切な形で反映されているか？ - いかなる理由による差別もなく、一人ひとりの子どもにすべての人権が認められていること（適切な差別禁止条例施行と、不利な立場に置かれた子どもたちを対象とする積極的差別是正措置） - 子どもに関わるすべての行動において子どもの最善の利益が第一義的に考慮されること - 生命ならびに最大限の生存・発達に対する権利 - 子どもの意見の尊重（子どもに影響を及ぼすいかなる行政上・司法上の手続において意見を聴かれる権利を含む） | ◎法的枠組みにおいては子どもの権利条約の4つの一般原則が反映されている ○子どもの権利条約の4つの一般原則の反映された法的枠組みの制定について検討を始めようとしている △法的枠組みはないが、子どもの権利条約の4つの一般原則の反映される国家的枠組みを遵守している。 | △ | 当自治体において、これらが定められた条例等は制定されていないが、子どもの権利条約の理念を含む児童福祉法を遵守している。 | 4つの一般原則が反映される条例や計画等の制定を検討 | まちづくり基本条例の改正や町長公約新条例制定、子ども・子育て支援事業計画や生涯学習計画等CFCを盛り込む既存計画への反映検討 | | |
| □ 困難な状況に置かれた子どもたちを含む子どもたちが、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続ができるようにするための見直しは行われたか？ | ◎特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が確立している ○特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が検討されている △特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続を検討する意向がある | ◎ | 国が各自治体で設置する人権擁護委員の枠組みが活用できる。 | 人権擁護委員協議会とより強い連携を図る。 | | | |

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

| 日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通) | ループリック評価 (安平版) | R3評価 | 評価の根拠 | R4-目標 (R3評価を踏まえて) | 備考 (困難な課題、計画や事業の 立案の必要性等) | R3事業実績 (産出:アウトプット) | R3事業実績 (参考資料) |
|---|----------------|------|--|--|---|---|--|
| 3. 子どもの人権を保障する施策 子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略ないし項目を、条約にもとづいて策定すること。 | | | | | | | |
| 1 □ 地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画や施策、以降「戦略」とする）を策定しているか？ | ◎ | ◎ | 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画、生涯学習計画（教育大綱）において実現した。 | 総合計画をはじめとしたあらゆる戦略における実現を目指す。 | 全庁横断的共通の取り組みとして発展させることが難関 | <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援対策行動計画 生涯学習計画（教育大綱） | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku 各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku |
| 2 □ その戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議が行われているか？ | ◎ | ◎ | 上記計画の策定にあたっては、まちづくり基本条例に基づき幅広い協議（パブリックコメントやワークショップ等複数の実施）を行うことができた。 | 左記では、子どもに関する幅広い方々の協議が中心であったため、より幅を広げる。 | 実際どのようにして子ども等と協議するか細部の検討を要する。 | <ul style="list-style-type: none"> まちづくり基本条例 | <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/public |
| 3 □ その戦略は子どもの権利条約全体を基盤としているか？すなわち、経済・社会・文化面、および政治面で子ども自身に影響を与えることに一市民として権利が保障されているか？ | ○ | ○ | 戦略において基盤とすることが明文化はされていない。構成要素2-4と同趣旨による。 | 明文化に向けた検討 | 各戦略の策定及び改正のタイミングを見計らって実施 | <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援対策行動計画 生涯学習計画（教育大綱） 子育て世代包括支援センター | <ul style="list-style-type: none"> 各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku |
| 4 □ その戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、安平町のすべての子どもを対象としているか？ | ◎ | ◎ | 障がい等の発達の課題を有する児童や、被虐待児等の最善の利益を確保するため右記事業を活用して早期発見・早期着手を心掛けている。 | アウトリーチでの事業展開等による予防の強化に向けて検討 | 職員のスキル・パフォーマンス向上に寄与する仕掛けが必要 | <ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭総合支援拠点 こころの相談員 養育訪問支援事業 乳幼児全戸訪問事業 子ども発達支援センター 子育て支援センター | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku 未来創生委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku/second-plan/25 |
| 5 □ その戦略はその策定過程において、重要な施策として位置付けがなされているか？たとえば、計画は市長や地方議会によって推進されているか？ | ◎ | ◎ | 基本構想・総合計画の中で「子育て・教育」が当町の最重要課題であると議会-首長間で位置付けら、確認されている。 | 維持継続 | | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想/総合計画 | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku 未来創生委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku/second-plan/25 |
| 6 □ その戦略は、優先的に扱われ、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性が図られているか？ | ◎ | ◎ | 同上 | 維持継続 | | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想/総合計画 | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku |
| 7 □ 戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれているか？ | ◎ | ◎ | 総合計画及び子ども・子育て支援事業計画等において具体的に定められている。 | 維持継続 | | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想/総合計画 子ども・子育て支援事業計画 生涯学習計画（教育大綱） | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku 各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku |
| 8 □ 戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられているか？ | ◎ | ◎ | 上記計画に明確に規定され、実行されている。 | 維持継続 | | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想/総合計画 子ども・子育て支援事業計画 生涯学習計画（教育大綱） | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku 各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku |
| 9 □ 戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らされているか？ | ◎ | ◎ | 作成過程についてはまちづくり基本条例に基づき明確に規定され、パブコメや審議会の開催等が実施されている。また策定後は町の各種広報媒体を活用し周知を図っている。 | 維持継続 | 「知らせる」ことはしているが、実際に皆が「知っている」ものにするための仕掛けの検討 | <ul style="list-style-type: none"> まちづくり基本条例 | <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/public |

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

| 日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通) | ルーブリック評価 (安平版) | R3評価 | 評価の根拠 | R4-目標 (R3評価を踏まえて) | 備考 (困難な課題、計画や事業の 立案の必要性等) | R3事業実績 (産出：アウトプット) | R3事業実績 (参考資料) |
|---|---|------|---|------------------------------------|---------------------------------|---|---|
| 4. 子どもの人権部門または調整機構 子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的体制を地方自治体のなかで発展させていくこと。 | | | | | | | |
| 1 <input type="checkbox"/> 地方自治体内には、次のことを担当する部局ないし調整機構がはっきりわかる形式で存在するか？ - 子どもにやさしいまちの推進 - 子どもに影響を及ぼす政策の調整 - 子ども戦略の企画およびフォローアップ | ◎子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署がある ○子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設置の検討を始めようとしている △子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設置の検討をする意向はある | ◎ | 教育委員会事務局学校教育グループがワンストップ窓口となっている。 | 維持継続 | | | |
| 2 <input type="checkbox"/> その部局は首長直轄の権限行使が可能か？ | ◎部局は首長直轄の権限行使が可能 ○部局は首長直轄の権限行使の検討を始めようとしている △部局は首長直轄の権限行使を検討する意向はある | ◎ | 町長の権限に属する事務を安平町教育委員会に委任する規則により教育委員会が権限委任を受けている。 | 町長部局と引続き強度な連携を図りながら本事業を展開させる。 | | | ・根拠法令 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/reiki/reiki_honbun/u323RG0000503.html |
| 3 <input type="checkbox"/> その部局には、子どもたちとの直接の意見交換の場が開かれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重されるようになっているか？ | ◎部局では、子どもたちとの直接の意見を聴くことが保たれ、その部局自身の活動のみならず他の部局にわたって子どもたちの意見が尊重されている ○部局では、子どもたちとの直接の意見を聴くことが保たれ、その部局自身の活動について子どもたちの意見が尊重されている △部局では、子どもたちとの直接の意見を聴くことが保たれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重される仕組みを検討する意向がある | ◎ | 担当部局である教育委員会で実施されている。本年度は、廃道に関するアンケート（他部局関係）が実施されたことが大きな一歩である。 | ひとつでも多くの部局で実施されるようにする。 | 全庁横断的な取組みの必要性 | ・教育委員会 学校再建関係 ・建設課×教育委員会 廃道関係 | ・学校名① https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1455 ・学校名② https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1475 ・制服 https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1444 |
| 5. 子どもへの影響評価 条例・規則・政策・実務が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中および実施後に評価するための制度的プロセスを確保すること。 | | | | | | | |
| 1 <input type="checkbox"/> 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手順があるか？ | ◎ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手順がある ○ 新しい条例・規則・政策の立案時又は実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手順がある。 △ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手順について検討又はその意向がある | ◎ | 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画においてニーズ調査、総合計画及びしょうがい児福祉計画においては関係団体からのヒアリング等を実施している。また、まちづくり基本条例に基づき幅広く意見募集を行いアセスメントが行われている。なお、交通安全の分野では、国・北海道・警察等多機関連携による評価が実施されている。 | より「子ども」にフォーカスした手続きが踏まれる条例等を増やしていく。 | 全庁横断的な取組みの必要性 | ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援対策行動計画 ・しょうがい児福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例 ・交通安全プログラム | ・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku ・交通安全プログラム https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/14360 |
| 2 <input type="checkbox"/> 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されているか？ | ◎子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されている ○子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階での実施が一部で行われている。 △子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階での実施について検討又はその意向がある | ○ | 上記において、早期に行われるものと直前に行われることがある。 | 適切なタイミングの検討 | 制度改正必要 | ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援対策行動計画 ・しょうがい児福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例 ・交通安全プログラム | ・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku ・交通安全プログラム https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/14360 |
| 3 <input type="checkbox"/> 自治体による施策の実施が及ぼす子どもたちへの影響について、定期的に評価されているか？ | ◎毎年評価されている。 ○複数年単位で評価されている。 △評価しているが、不定期又は終了時のみ評価されている。 | ◎ | 未来創生委員会において、毎年評価している。 | まずは定められた時期に確実に評価を行う。 | 毎年評価の実現可能性 | ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援対策行動計画 ・しょうがい児福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例 ・交通安全プログラム | ・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・未来創生委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku/second-plan/35 ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku ・交通安全プログラム https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/14360 |

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

| 日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通) | ルーブリック評価 (安平版) | R3評価 | 評価の根拠 | R4-目標 (R3評価を踏まえて) | 備考 (困難な課題、計画や事業の 立案の必要性等) | R3事業実績 (産出：アウトプット) | R3事業実績 (参考資料) |
|--|---|------|--|---|---------------------------------|---|--|
| 4 □ これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、不利な立場に置かれた集団や社会の隅に追いやられた集団を含むすべての子どもたちの状況が考慮されているか？ | ◎これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮されている ○これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮される仕組みについて検討を始めようとしている △これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮される仕組みについて検討する意向はある | ◎ | 子どものおかれた状況に応じて差別することはない。 | 維持継続 | | <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援対策行動計画 しょうがい児福祉計画 基本構想/総合計画 まちづくり基本条例 交通安全プログラム | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku 各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku 交通安全プログラム https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/14360 |
| 5 □ これらのプロセスに子どもたちが参加しているか？ | ◎これらのプロセスに子どもたちが参加している ○これらのプロセスに子どもたちが参加する仕組みについて検討を始めようとしている △これらのプロセスに子どもたちが参加する仕組みについて検討する意向がある | ○ | 町民自治推進会議にて検討がなされた。 | 関係部局で5年ごとを定期的に実施する。なお、交通安全プログラムについては、子どもたちの直接的参加を模索する | 子どもの直接参加の範囲と機会の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 町民自治推進会議 | <ul style="list-style-type: none"> 町民自治推進委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/23 |
| 6 □ これに加えて、事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられているか？ | ◎事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられている ○事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討を始めようとしている △事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討する意向はある | ◎ | 職員以外のステークホルダーに評価される仕組み（委員会・審議会等）が設けられている。交通安全プログラムにおいては、相当幅広な機関の視点で評価が実施される。 | 維持継続 | より「子ども」にフォーカスを置くことができる仕組みの検討 | <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援対策行動計画 しょうがい児福祉計画 基本構想/総合計画 まちづくり基本条例 交通安全プログラム | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku 各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku 交通安全プログラム https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/14360 |
| 6. 子どもに関する予算 子どものための十分な資源配分と予算分析を確保すること。 | | | | | | | |
| 1 □ 地方自治体は、資源配分が自治体レベルで行なわれているサービスについて、自分の自治体の子どもたちに資源が公正に分配されているかどうかを評価することができるか？ | ◎ マチの子どもたちに資源が公正に分配されているかどうかを評価することができる ○ マチの子どもたちに資源が公正に分配されているかどうかを評価の仕組みについて検討を始めようとしている △ マチの子どもたちに資源が公正に分配されているかどうかを評価の仕組みについて検討する意向はある | ◎ | 町議会へ予算/決算に関する審査に付し、承認されている。 | 継続検討 | | | |
| 2 □ 自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている内容を明らかにしているか？ | ◎町予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている内容を明らかにしている ○町予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている内容を明らかにする仕組みについて検討を始めようとしている △町予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている内容を明らかにする仕組みについて検討する意向がある | ◎ | 広報（ホームページを含む）を通じて広く町民一般へ明らかにしている。 | 継続検討 | | <ul style="list-style-type: none"> 広報紙 ホームページ | <ul style="list-style-type: none"> 公開情報 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/data |
| 3 □ 地方自治体の予算策定プロセスは透明か？ 予算の用途について子どもたちにも十分な説明がされているか？ | ◎町予算策定プロセスは透明で予算の用途について子どもたちにも十分な説明がされている ○町予算策定プロセスの透明化又は予算の用途の子どもたちへの十分な説明のいずれかが未確立であるため、検討を始めようとしている △町予算策定プロセスの透明化又は予算の用途の子どもたちへの十分な説明のいずれかについて検討する意向がある | ○ | 「わかりやすい予算書」の作成や概要の広報掲載を行っている。 | より子ども目線での説明内容を検討 | 予算策定プロセスについて、どこまで開示されるべきかの程度の問題 | <ul style="list-style-type: none"> わかりやすい予算書 | |
| 4 □ 地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められているか？ | ◎町行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められている ○町行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」について検討を始めようとしている △町行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」について検討する意向がある | △ | 子どもに特化したものは存在しない。 | 「わかりやすい予算書」をより子ども目線にすることで改善する余地があるか検討 | 子どもに特化したものの実現可能性 | | |
| 7. 子ども報告書の定期的発行 子どもたちおよび子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること。 | | | | | | | |
| 1 □ 子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されているか？ | ◎ 子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、安平町で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されている ○ 子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、安平町で暮らす子どもたちについての統計的その他の情報が収集されているが、情報の種類を増やす余地がある △ 子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、安平町で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集する仕組みについて検討又はその意向がある | ○ | 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画においてニーズ調査、総合計画及びしょうがい児福祉計画においては関係団体からのヒアリング等を実施している。 | 種類の精査 | 実際にその種類を増やせるか | <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援対策行動計画 しょうがい児福祉計画 基本構想/総合計画 | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku 各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku |
| 2 □ 「自治体子ども報告書」が存在するか？ | ◎「安平町子ども報告書」が存在する ○「安平町子ども報告書」について検討を始めようとしている △「安平町子ども報告書」について検討する意向がある | — | 町独自の白書的なものは存在しない。 | そもそも意向を持つかどうか検討 | 次項を踏まえた報告書の内容等をどうするか | | |

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

| 日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通) | ルーブリック評価（安平版） | R3評価 | 評価の根拠 | R4-目標 (R3評価を踏まえて) | 備考 (困難な課題、計画や事業の 立案の必要性等) | R3事業実績 (産出：アウトプット) | R3事業実績（参考資料） |
|--|--|------|--------|----------------------|---------------------------------|-----------------------|--------------|
| <p>□ 子ども報告書が存在するかどうかは——</p> <ul style="list-style-type: none"> - 出生時から18歳までの子どもに関する統計データが収集・公表されているか？ - 特定の配慮や支援を要する子どもたちに対し、十分な情報が提供されているか？ - 子ども報告書は、以下の人々にとってアクセスしやすい形で公表・普及されているか？ <p>3 【主要な政策立案者】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 子どもたちそして子どもとともに／子どものために働いている人々 - 子ども報告書では、利用可能な統計・情報の欠缺（欠けている所）が明らかにされているか？ - 子ども報告書は、政策立案の参考にするため | <p>◎出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用ができています</p> <p>○出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用のうち、半分に着手している</p> <p>△出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用のうち、ひとつは着手している</p> | — | 存在しない。 | 同上 | | | |

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

| 日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通) | ルーブリック評価 (安平版) | R3評価 | 評価の根拠 | R4-目標 (R3評価を踏まえて) | 備考 (困難な課題、計画や事業の 立案の必要性等) | R3事業実績 (産出：アウトプット) | R3事業実績 (参考資料) |
|--|---|------|---|----------------------|---|--|---|
| 8. 子どもの人権の広報 おとなおよび子ども間で子どもの人権に関する認識が定着するようにすること。 | | | | | | | |
| 1 □ 自治体では、子どもやおとなの間で子どもの人権についての知識と尊重を確保するための戦略が策定されているか？ | ◎戦略が策定されている ○戦略の策定の検討を始めようとしている △戦略の策定をする意向がある | ◎ | 主に右記計画において整理される。 | 維持継続 | より人権に特化した戦略の必要性検討 | ・子ども・子育て支援事業計画 ・生涯学習計画 ・しょうがい児福祉計画 ・次世代育成支援対策行動計画 | ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku |
| 2 □ 自治体の管理職を含む主要な職員は子どもの人権に関する研修を受けているか？ 子どもに関する部局」以外も「子ども主体目線」についての理解が深まっているか？ | ◎「子ども主体目線」についての理解が深まっている ○「子ども主体目線」についての理解を深めようとしている △「子ども主体目線」についての深めようとする意向がある | ○ | 本年度はコロナの影響でツアールの開催を差し控えざるを得ず管理職に向けた研修は実施できなかったが、過去の研修をアーカイブし、資料を配布するなどいつでも確認可能な体制を確保した。 | 管理職に特化した研修方法の研究 | 研修計画への反映の必要性。毎年研修の趣旨に沿った形で内容を変えるなどの工夫が必要。 | ・CFC研修アーカイブ、資料配布 | ・CFC研修2020 https://www.wantedly.com/companies/company_8584358/post_articles/213443 ・CFC研修2021 https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/12823 |
| 3 □ 人権および子どもの権利条約についての教育は、学校のカリキュラムに組み込まれているか？ | ◎学校のカリキュラムに組み込まれている ○学校のカリキュラムに組み込まれることについて検討を始めようとしている △学校のカリキュラムに組み込まれることについて検討する意向はある | ◎ | 法務局等との連携によるプログラムが実践される。 | 北海道と連携し、例年+αの活動を目指す。 | 学校との緊密な連携 | ・人権教室 | |
| 4 □ 子どもとともに／子どものために働く者を対象とした初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれているか？ | ◎初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれている ○初任時又は現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれている △初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進について検討又はその意向がある | ○ | 現職者研修については上記のとおりだが、初任時において実施されていない。 | 初任時における実施の検討 | 人事担当と調整必要 | ・CFC研修アーカイブ、資料配布 | ・CFC研修2020 https://www.wantedly.com/companies/company_8584358/post_articles/213443 ・CFC研修2021 https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/12823 |
| 5 □ おとなや子ども間で子どもの権利がどの程度知られているかについて、定期的な評価は行なわれているか？ | ◎定期的に評価することができている ○定期的に評価する仕組みについて検討を始めようとしている △定期的に評価する仕組みについて検討する意向がある | △ | 町長公約新条例に盛り込む余地がある。 | 町長公約新条例制定に盛り込むか検討 | 本指標の必要性について精査 | | |
| 9. 子どものための独立したアドボカシー 子どもの人権を促進するため、NPO等の支援、独立の人権機関 ～ 子どもオンブズマンや子どもコミッショナー ～ の設置を進めること。 | | | | | | | |
| 1 □ 地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップを発展させてきたか？ | ◎安平町では、新たなNPO、企業等とのパートナーシップを拡げることができた ○安平町では、従前から結ばれるNPO、企業等とのパートナーシップを深めている △安平町では、適切なNPO、企業等とのパートナーシップについて検討又はその意向がある | ◎ | 従来から連携する法人以外に、民間企業1社と連携することができた。 | 関係のある法人等を増やしていく。 | 幅広く法人等から理解を得ること。 | ・三菱マテリアル株式会社様【新規】 ・学校法人リズム学園様 ・NPO法人遊び場ネットワーク様 ・社会福祉法人追分福祉会様 ・遊び場oh!援隊様 ・株式会社FoundingBase様 ・NPO法人ポラーナ様 | |
| 2 □ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられているか？ | ◎NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられている ○NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会について検討を始めようとしている △NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会について検討する意向がある | ◎ | 右記事業を実施する法人の主体性に一定程度委ねた形で事業展開している。 | 適切なパートナーシップの維持継続 | | ・子ども園との木育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・放課後子ども教室 ・あびら教育プラン ・サバイバルキャンプ事業 | ・放課後子ども教室 https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/s-guide/social/1368 ・あびら教育プラン https://www.wantedly.com/companies/company_8584358/post_articles/250569 ・サバイバルキャンプ https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/s-guide/social/1369 |
| 3 □ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援されているか？ | ◎子ども・若者主導のNPO等が実際に奨励支援されている ○子ども・若者主導のNPO等が奨励支援方法はある △子ども・若者主導のNPO等が奨励支援方法について検討又はその意向がある | ◎ | 右記事業により、金銭的支援をする仕組みがあり、実際に利用する団体がある。また、一部団体には、地域おこし協力隊との連携もみられる。 | 維持継続 | | ・まちづくり事業支援交付金 ・地域おこし協力隊制度 | ・まちづくり事業支援交付金 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/22 ・地域おこし協力隊制度 https://www.town.abira.lg.jp/chii-kishinko/chiiokiokoshi |
| 4 □ 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置し、またはその設置を働きかけてきたか？ | ◎地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置し、またはその設置を働きかけてきたか？ ○地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置の検討を始めようとしている △地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置の意向がある | — | 現状存在しない。 | 当該機関の機能等の理解から始める。 | 必要性の理解から実際に設置するまでのプロセス | | |

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

| 日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通) | ルーブリック評価 (安平版) | R3評価 | 評価の根拠 | R4-目標 (R3評価を踏まえて) | 備考 (困難な課題、計画や事業の 立案の必要性等) | R3事業実績 (産出：アウトプット) | R3事業実績 (参考資料) |
|--|---|------|--|------------------------|---------------------------------|----------------------------------|--|
| 10. 当該自治体にとって特有の項目 日本型CFCモデルを推進する地方自治体が独自の判断で取り組む項目 安平町にとって特有の項目 『遊びを通じた震災からの復旧・復興と、復興のシンボルとなる学校再建への着実な歩み』 | | | | | | | |
| 1 | <input type="checkbox"/> 震災により大きな心理的ダメージを受けた子ども達の心理的ケアが図られたか？ ◎大いに図られた ○一定程度図られた △あまり効果が見られなかった | ○ | 右記事業により、参加した子どもの主体性を尊重した遊び支援を提供できた。 | 参加者の増加と満足度の向上 | 評価手法の確立 | ・あびら教育プラン | ・あびら教育プラン https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/eduplan |
| 2 | <input type="checkbox"/> 子ども達の居場所・遊び場が十分確保できているか？ ◎震災前よりも向上した ○震災前と同程度に回復した △震災前の水準への回復が見られなかった | ◎ | 震災以降にあびら教育プランによって、従前にはない居場所・遊び場ができた。 | 維持継続 | | ・ガンケ山 ・ぶれいば ・あびらぼ | ・ガンケ山 https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/13913 ・ぶれいば https://domingo.ne.jp/article/6028 ・あびらぼ https://abirabo.jp/ ・あびら教育プラン https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/eduplan |
| 3 | <input type="checkbox"/> 『遊び』を通じた子ども達の成長を支援できているか？ ◎震災前よりも向上した ○震災前と同程度に回復した △震災前の水準への回復が見られなかった | ◎ | 右記事業により、震災前には無かった新たな展開を可能にした。 | 維持継続 | 評価手法の確立 | ・あびら教育プラン | ・あびら教育プラン https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/eduplan |
| 4 | <input type="checkbox"/> 復興のシンボルとなる学校再建において、子どもの意見を十分尊重しているか？ ◎大いに意見を聴くことができた ○一定程度意見を聴くことができた △あまり意見を聴くことができなかった | ◎ | 児童から大人までが一堂に会する検討会の実施及び全小中学校児童生徒へのアンケートを実施することで、幅広い子どもから意見を聴くことができた。 | 引続き、意見を聴く機会を確保 | | ・新しい学校をつくる会 ・新しい学校に関するアンケート調査 | ・新しい学校をつくる会 https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1480 ・新しい学校に関するアンケート 制服： https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1444 校名： https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1475 裏庭づくり： https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1486 |
| 5 | <input type="checkbox"/> 子どもを取り巻く大人が、子ども目線を意識して再建に取り組んでいるか？ ◎子ども目線に立って協議を進めている ○子ども目線に立って協議を進めようとする姿勢が見られる。 △子ども目線に立って協議が進められていない。 | ◎ | 上記のとおり、あらゆる場面で意見が聞かれる機会が増えてきている。 | 引続き、子どもの最善の利益+意見表明権を追求 | | ・新しい学校をつくる会 ・新しい学校に関するアンケート調査 | ・新しい学校をつくる会 https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1480 ・新しい学校に関するアンケート 制服： https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1444 校名： https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1475 裏庭づくり： https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1486 |

| 集計 | 該当数 | 割合 | 割合2 |
|----|-----|---------|---------|
| ◎ | 33 | 64.71% | 88.24% |
| ○ | 12 | 23.53% | |
| △ | 3 | 5.88% | 11.76% |
| — | 3 | 5.88% | |
| 計 | 51 | 100.00% | 100.00% |